

山陽小野田市の給与・定員管理等について

(令和8年4月公表)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	58,871	33,062,942	475,872	4,890,851	14.8	12.8

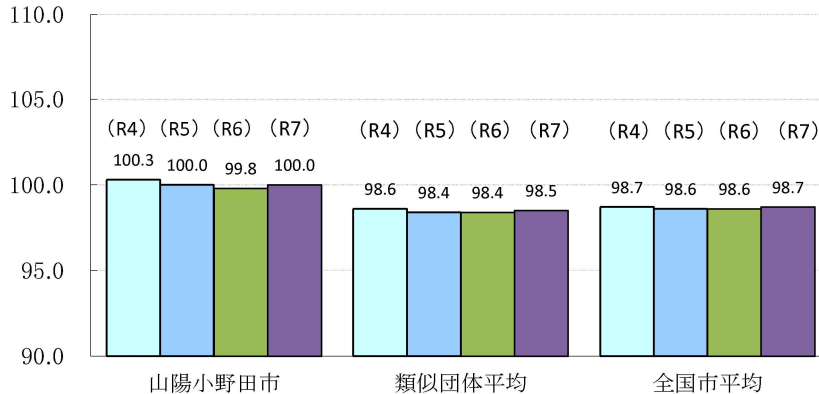
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	433	1,632,447	236,289	666,991	2,535,727	5,856	6,129

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

- 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 - ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえて記載すること)

(4) 給与改定の状況

※山陽小野田市では人事委員会を設置していません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与A	公務員給与B	較差 A-B	勧告(改定率)	
6年度	円 -	円 -	円 - (- %)	% -	% -

(参考)
国の改定率
3.62 %

②特別給

区分	人事委員会の勧告				期末手当 年間支給月数
	民間の支給割合A	公務員の支給月数B	較差 A-B	勧告(改定月数)	
6年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(参考)
国の年間支給月数
4.65 月

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し
〔実施〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上上げの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し
地域手当の支給対象地域でないため該当なし

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山陽小野田市	42.8 歳	329,063 円	381,676 円	350,554 円
山口県	42.9 歳	333,873 円	405,293 円	359,414 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.8 歳	326,597 円	397,663 円	362,268 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
山陽小野田市	53.3歳	54人	349,276 円	372,889 円	357,915 円
うち 環境業務員	53.3歳	28人	349,564 円	381,227 円	359,796 円
うち 学校調理員	54.1歳	18人	355,600 円	366,491 円	358,933 円
うち 環境整備員	52.8歳	6人	331,433 円	353,550 円	345,350 円
うち その他技能労務	48.7歳	2人	341,850 円	371,750 円	360,100 円
山口県	*	*	* 円	* 円	* 円
国	51.3 歳	1703人	294,567 円	- 円	337,907 円
類似団体	51.8 歳	19人	305,103 円	336,779 円	320,403 円

民間			参考			
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース<試算値>公務員(C)	年収ベース<試算値>民間(D)	C/D
—	—	—	—	— 円	— 円	—
廃棄物処理業従業員	48.0歳	320,600 円	1.19	5,797,968 円	4,457,900 円	1.30
調理士	46.5歳	244,500 円	1.50	5,947,800 円	3,251,800 円	1.83
用務員	50.1歳	253,100 円	1.40	5,419,196 円	3,685,200 円	1.47
—	—	—	—	— 円	— 円	—
—	—	—				
—	—	—				
—	—	—				

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(R4年からR6年までの各年の労働者数で加重平均したもの)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

※ 年収ベースの「公務員(C)」データは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当額を加えた試算値を記入し、「民間(D)」データは、R4～R6の3ヶ年平均における平均給与月額を12倍したものに、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値を記入しています。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース

(時間外手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		山陽小野田市	山口県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	227,500 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	196,200 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

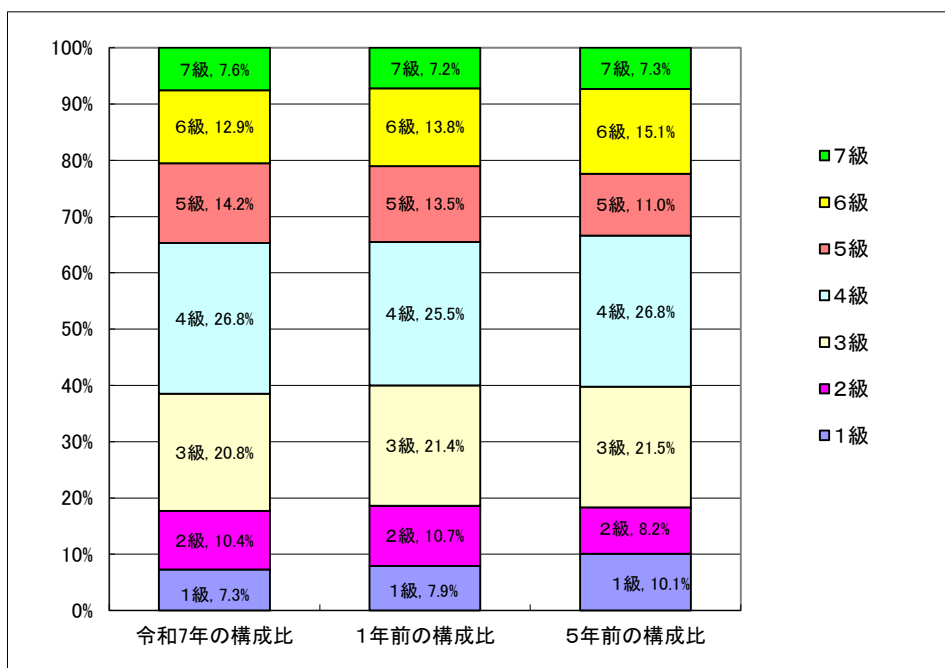
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	283,380 円	316,225 円	335,575 円	387,540 円	416,180 円
	高校卒	246,200 円	286,575 円	- 円	376,200 円	406,067 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	346,150 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

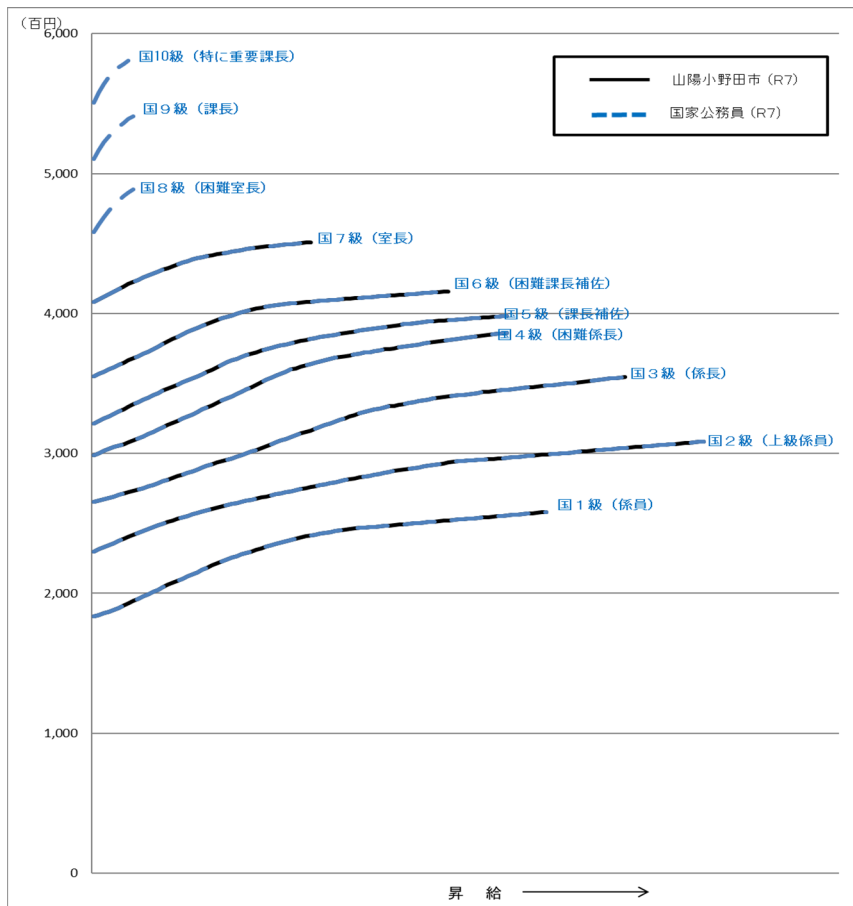
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	23 人	7.3 %	195,800 円	258,100 円
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	33 人	10.4 %	242,000 円	308,500 円
3 級	主任主事若しくは主任技師又はこれらに相当する職務	66 人	20.8 %	276,300 円	354,700 円
4 級	係長又は同相当職の職務	85 人	26.8 %	309,800 円	386,100 円
5 級	課長補佐又は同相当職の職務	45 人	14.2 %	332,600 円	398,200 円
6 級	課長又は同相当職の職務	41 人	12.9 %	366,800 円	415,700 円
7 級	1 部長又は同相当職の職務 2 次長又は同相当職の職務	24 人	7.6 %	420,700 円	450,900 円

(注) 1 山陽小野田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(山陽小野田市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山陽小野田市	山 口 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,599 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,815 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%・管理職加算15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%・管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (山陽小野田市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

山陽小野田市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%-45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%-45%加算)		
1人当たり平均支給額	5,440 千円	20,795 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給対象職員はいません。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	4,655 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	77,591 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	12.32 %
手当の種類(手当数)	8 種類

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納処分手当	滞納処分としての捜索、物件の差押え及び差押物件の引揚げに従事した職員	14 千円	日額 350円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員で生活保護法(昭和25年法律第144号)の現業に従事した職員	909 千円	日額 310円
行旅死亡人等収容手当	行旅死亡人等の収容作業に従事した職員	0 千円	1回につき 3,000円
	行旅病人等の収容作業に従事した職員	0 千円	1回につき 1,000円
現場業務手当	高齢者福祉、障害者福祉、介護保険又は地域保健事業に係る調査、相談、指導等のため、戸別訪問に3時間以上従事した専門的知識又は技術を有する職員	48 千円	日額 250円
犬、猫等収容手当	犬、猫等の死体収容又は野犬の捕獲に従事した職員	11 千円	1体につき 500円
衛生現業手当	汚物の収集及び運搬処理並びに消毒作業に従事した職員	3,645 千円	日額 820円(勤務時間が3時間15分以上7時間未満の場合には半額とし、3時間15分に満たない場合は支給しない。)
用地交渉手当	家屋の移転補償を伴う用地交渉に従事した職員	0 千円	日額 300円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、災害応急業務等に従事した職員	28 千円	現場業務 日額 1,080円 内勤業務 日額 710円

(注) 令和6年4月1日で特殊勤務手当の種類、支給額を改正しています。(8種類→8種類)

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	101,754 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	243 千円
支給実績(令和5年度決算)	102,216 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	249 千円

(6)寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給対象職員はいません。

(7)その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 3,000円 (2)配偶者以外の扶養 6,500円 (3)子 11,500円 (4)満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人 5,000円加算	同じ		千円 40,873	円 230,923
通勤手当	〈交通機関利用者〉 運賃支給額に応じて支給。最高支給限度額月額55,000円 〈自動車等使用者〉 通勤距離2km以上が支給対象。通勤距離が2km以上3km未満の場合、月額3,800円、以下距離に応じて支給され最高支給限度額は、通勤距離が48km以上の場合で、月額27,500円 ※H22.4.1～通勤距離2km未満の通勤手当廃止	異なる	〈交通機関利用者〉 同じ 〈自動車等使用者〉 使用距離に応じて支給。最高支給限度額月額38,700円	千円 57,923	円 117,253

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
住居手当	<p>〈職員が自ら居住する借家・借間〉 (1)家賃等の月額が22,000円以下 →家賃等の月額から11,000円を控除した額 (2)家賃等の月額が22,000円超 →家賃等の月額と22,000円との差額の1/2を11,000円に加算した額(最高支給限度額月額27,000円)</p> <p>〈自宅〉 支給なし</p> <p>※H31.4.1～自宅に係る住居手当2,500円の支給廃止</p>	異なる	<p>〈職員が自ら居住する借家・借間〉 (1)家賃等の月額が27,000円以下 →家賃等の月額から16,000円を控除した額 (2)家賃等の月額が27,000円超 →家賃等の月額と27,000円との差額の1/2を11,000円に加算した額(最高支給限度額月額28,000円)</p> <p>〈自宅〉 支給なし</p>	千円 34,371	円 279,442
管理職手当	<p>管理、監督の地位にある職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 (1)部長級 66,600円 (2)次長級 43,700円 (3)課長級 32,700円</p>	異なる	<p>管理、監督の地位にある職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 組織、官職の違いにより 46,300円～139,300円を支給</p>	千円 35,768	円 464,518
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の35%増の額を支給(年末年始の休日等は50%増)</p>	異なる	<p>祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の35%増の額を支給</p>	時間外勤務手当に含む (5)参照	
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の25%を支給</p>	同じ		時間外勤務手当に含む (5)参照	
宿日直手当	<p>宿日直勤務をした職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 勤務の内容、時間に応じ4,200～21,000円を支給</p>	異なる	<p>宿日直勤務をした職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 勤務の内容、時間に応じ4,400円～21,000円を支給</p>	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給を受ける職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給</p> <p>【支給内容】 勤務1回につき4,000～6,000円を支給(6時間を超える勤務にあつては、150/100を乗じた額)</p>	異なる	<p>管理職手当の支給を受ける職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給</p> <p>【支給内容】 組織、官職の違いにより 3,000円～18,000円を支給(6時間を超える勤務にあつては、150/100を乗じた額)</p>	千円 1,663	円 34,635

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料	月額		
		最高額	最低額	
給料	市長	909,000 円	(参考)類似団体における最高額/最低額 1,064,000 円 / 686,000 円	
	副市長	740,000 円	879,000 円 / 623,500 円	
	教育長	655,000 円	- 円 / - 円	
報酬	議長	480,000 円	629,000 円 / 376,900 円	
	副議長	420,000 円	575,000 円 / 309,700 円	
	議員	380,000 円	522,000 円 / 286,600 円	
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分 加算措置 20%		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分 加算措置 20%		
退職手当	市長	(算定方式) 減額後の給料月額×在職月数×56.5/100	(1期の手当額) 24,652,080 円	(支給時期) 任期毎
	副市長	減額後の給料月額×在職月数×40.0/100	14,208,000 円	任期毎
	教育長	減額後の給料月額×在職月数×25.0/100	5,895,000 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、令和6年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。 ※教育長は1期=3年です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

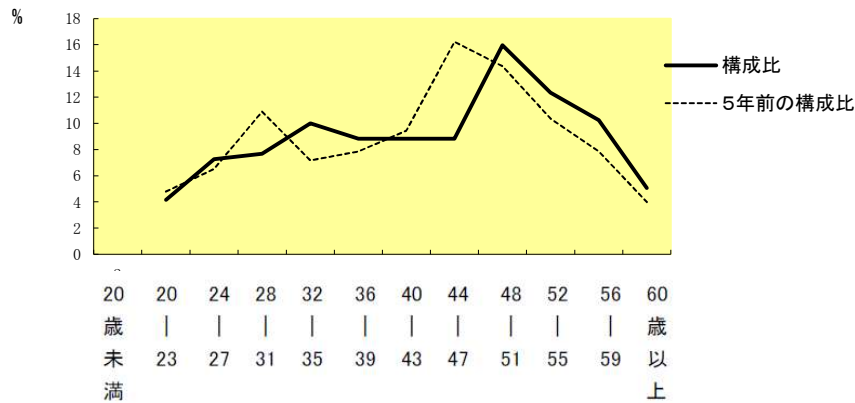
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	7	7	0	退職による欠員不補充等 組織体制の再編による増 退職者の不補充・組織体制の再編による減 農林・水産業務の体制強化 組織体制の見直し <参考> 人口1万人当たり職員数 61.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.27 人)
	総務企画	132	130	▲2	
	税 務	28	28	0	
	民 生	78	85	7	
	衛 生	60	49	▲11	
	労 働	1	1	0	
	農林水産	15	16	1	
	商 工	6	6	0	
	土 木	42	40	▲2	
	小 計	369	362	▲7	
	教 育 部 門	63	58	▲5	退職者の不補充
	消 防 部 門	1	1	0	
	小 計	433	421	▲12	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.51 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.32 人)
公営企業会計等部門	病 院	228	229	1	医療体制の充実 組織体制の充実 国保事業等の体制強化
	水 道	55	56	1	
	下 水 道	16	16	0	
	そ の 他	46	48	2	
	小 計	345	349	4	
合 計		778	770	▲8	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.8 人
		[905]	[905]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	6	32	56	59	77	68	68	68	123	95	79	39	770

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	367	368	365	363	369	362	▲5 (▲1.38%)
教 育	76	72	66	64	63	58	▲18 (▲31.03%)
消 防	1	1	1	1	1	1	0 (0.00%)
普通会計	444	441	432	428	433	421	▲23 (▲5.46%)
公営企業等会計	308	313	330	336	345	349	41 (11.75%)
総合計	752	754	762	764	778	770	18 (2.34%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。(ただし、教育部門における教育長を除く)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	1,584,913	166,226	358,199	22.6	23.8

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費を含みます。

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	
6年度	55	229,994	31,138	97,067	358,199	6,513

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山陽小野田市水道局	44.6 歳	334,291 円	363,568 円
事業管理者	62.0 歳		655,000 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山陽小野田市水道局		山陽小野田市	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,764 千円		1,599 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400)月分	(1.000)月分	(1.400)月分	(1.000)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

山陽小野田市水道局			山陽小野田市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (3%-45%加算)			定年前早期退職特例措置 (3%-45%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	22,398 千円	1人当たり平均支給額	5,440 千円	20,795 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給対象職員はいません。

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	2,045 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	52,441 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	62.9 %		
手当の種類(手当数)	7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 令和6年度決算	左記職員に対する支給単価
作業従事手当1種	料金滞納整理に従事する職員	99 千円	日額 400円
作業従事手当2種	危険な作業に従事する職員	74 千円	日額 400円
作業従事手当3種	1日3時間以上外勤した職員	444 千円	日額 400円
電気技術主任手当	電気技術主任である職員	108 千円	月額 3,000円
交替制勤務手当	交替制勤務に従事する職員	846 千円	日額 400円
緊急呼出手当	緊急呼出により勤務に従事した職員	474 千円	1回につき 3,000円
災害応急作業等手当	災害応急作業等に従事した職員	- 千円	現場業務 日額1,080円 内勤業務 日額 710円

(注) 令和7年4月1日より特殊勤務手当の種類、支給額等改正(6種類→7種類)しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	5,709 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	124 千円
支給実績(令和5年度決算)	5,506 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	120 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 3,000円 (2) 配偶者以外の扶養 6,500円 (3) 子 11,500円 (4) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人 5,000円加算	同じ		千円 7,555	円 236,078
通勤手当	〈交通機関利用〉 運賃支給額に応じて支給。最高支給限度額月額55,000円 〈自動車等使用〉 通勤距離2km以上距離に応じて支給され最高支給限度額は、通勤距離が48km以上の場合で、月額27,500円	同じ		千円 5,115	円 98,364
住居手当	〈職員が自ら居住する借家・借間〉 (1) 家賃等の月額が22,000円以下 →家賃等の月額から11,000円を控除した額 (2) 家賃等の月額が22,000円超 →家賃等の月額と22,000円との差額の1/2を11,000円に加算した額(最高支給限度額月額27,000円)	同じ		千円 4,206	円 262,869
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 (1) 部長級 53,300円 (2) 次長級 43,700円 (3) 課長級 32,700円	異なる	管理、監督の地位にある職員に対して支給 【支給内容】 (1) 部長級 66,600円 (2) 次長級 43,700円 (3) 課長級 32,700円	千円 3,996	円 444,000

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり
				(令和6年度決算)	平均支給年額 (令和6年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の45%増の額を支給(午後10時から翌日午前5時までの勤務は、75%増)	異なる	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の35%	時間外勤務手当を含む (オ)参照	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の30%を支給	異なる	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の25%を支給	千円 3,105	円 238,847
宿日直手当	制度なし	異なる	宿日直勤務をした職員に対して支給【支給内容】勤務1回につき、勤務の内容、時間に応じて4,200円～21,000円を支給	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 【支給内容】 勤務1回につき4,000～6,000円を支給(6時間を超える勤務にあっては、150/100を乗じた額)	同じ		千円 90	円 10,000

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 4,958,825	千円 △ 324,680	千円 2,725,784	% 55.0	% 51.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 228	千円 916,204	千円 368,767	千円 373,831	千円 1,658,802	千円 7,275

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	45.8 歳	532,736 円	846,230 円
看護師	44.8 歳	295,491 円	366,724 円
医療技術職	38.8 歳	306,188 円	336,067 円
事務職員	43.0 歳	320,733 円	345,990 円
事業管理者	72.0 歳		794,000 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山陽小野田市病院局				山陽小野田市			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,640 千円				1,599 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
(1.400)月分		(1.000)月分		(1.400)月分		(1.000)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算5~20%				・役職加算5~20%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

山陽小野田市病院局			山陽小野田市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (3%-45%加算)			定年前早期退職特例措置 (3%-45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,880 千円	21,134 千円	1人当たり平均支給額	5,440 千円	20,795 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		15,896 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		722,566 円	
支給対象職員	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	10 %	23 人	20 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		88,213 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		625,626 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		62.0 %	
手当の種類(手当数)		8 種類	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を人体に照射する作業に従事した職員	375 千円	日額 230円(勤務時間が3時間に満たないときは半額)
病理検査従事手当	病理細菌の検査に従事した職員	577 千円	日額 230円(勤務時間が3時間に満たないときは半額)
夜間看護手当	病院局の病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師及び看護助手で正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等の業務に従事した職員	28,542 千円	1回につき 3,550円(その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合にあっては、3,100円、2時間に満たない場合にあっては、2,150円))
研究手当	病院の医師	52,306 千円	月額 189,000円(院長) 月額 189,000円(副院長) 月額 185,000円(医長) 月額 177,000円(副医長及び医員)
分娩業務手当	分娩に携わった産婦人科医師	4,500 千円	1件につき12,000円(勤務時間外の分俵にあっては24,000円)
救急処置手当	宿日直中に救急搬送患者の診療業務に従事した医師及び宿日直医の要請を受け同患者の診療業務に従事した医師	1,329 千円	2,000円とし、患者が入院した場合にあっては1,000円を加算する。(宿日直医の要請を受けた医師(以下「要請医」という。)が従事した場合にあっては、宿日直医及び要請医一人につきそれぞれ1,000円とし、患者が入院した場合にあっては主治医となった要請医に1,000円を加算する。)
待機手当	訪問看護ステーションに勤務する看護職の職員で、正規の勤務時間以外の時間において、利用者等に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた職員	584 千円	(1) 午後5時10分から翌日午前8時25分までを1回とし、1回につき1,200円 (2) 休診日の午前8時25分から午後5時10分までを1回とし、1回につき1,200円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、災害応急業務等に従事した職員	一 千円	(1) 日額 現場業務1,080円 (2) 日額 内勤業務710円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	148,808 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	653 千円
支給実績（令和5年度決算）	153,651 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	662 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 3,000円 (2) 配偶者以外の扶養 6,500円 (3) 子 11,500円 (4) 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの 子1人 5,000円加算	同じ		17,677千円	235,691円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	<p>〈交通機関利用者〉 運賃支給額に応じて支給。最高支給限度額月額55,000円</p> <p>〈自動車等使用者〉 通勤距離2km以上が支給対象。通勤距離が2km以上3km未満の場合、月額3,800円、以下距離に応じて支給され最高支給限度額は、通勤距離が30km以上の場合で、月額21,500円</p> <p>※H22.4.1～通勤距離2km未満の通勤手当廃止</p>	同じ		23,118千円	132,105円
住居手当	<p>〈職員が自ら居住する借家・借間〉 (1)家賃等の月額が22,000円以下 →家賃等の月額から11,000円を控除した額 (2)家賃等の月額が22,000円超 →家賃等の月額と22,000円との差額の1/2を11,000円に加算した額(最高支給限度額月額27,000円)</p>	同じ		13,666千円	297,091円
管理職手当	<p>管理、監督の地位にある職員に対して支給 【支給内容】 (1)部長級 66,600円 (2)次長級 43,700円 (3)課長級 32,700円</p>	医師は異なる	院長12%、副院長10%、診療部長(次長)9% 医長7%、副医長5% <減額なし>	17,208千円	452,838円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の35%増の額を支給(年末年始の休日等は50%増)</p>	同じ		時間外勤務手当を含む (オ)参照	
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の25%を支給</p>	同じ		16,446千円	205,580円
宿日直手当	<p>宿日直勤務をした職員に対して支給 【支給内容】 勤務1回につき、勤務の内容、時間に応じ4,200～50,000円を支給</p>	同じ		26,921千円	656,617円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給を受ける職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合には支給 【支給内容】 勤務1回につき4,000～6,000円を支給(6時間を超える勤務にあつては、150/100を乗じた額)</p>	同じ		812千円	45,111円